

第 4 3 回

旧軍港市国有財産処理審議会議事録

令和4年10月3日

三田共用会議所

4階 第4特別会議室

関 東 財 務 局

目 次

1. 開 会 -----	1
2. 関東財務局長挨拶 -----	1
3. 諮問事項等審議 -----	2
諮問事項 -----	2
京都府舞鶴市に所在する土地を舞鶴市に対し、消防署及び消防訓練場敷 地として譲与することについて	
報告事項 -----	8
審議会または地方幹事会に付議し、処理した事案について	
4. 閉 会 -----	1 1

午後 2 時 0 0 分開会

1 開 会

○長谷川会長 本日は御多用なところ、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまから第 4 3 回旧軍港市国有財産処理審議会を開会いたします。

開会に当たりまして、委員の出席状況について報告します。

本審議会は、旧軍港市転換法第 6 条第 8 項の規定に基づきまして、委員の過半数の出席がなければ議事を開き、議決することができないこととなっております。

本日は、委員 1 5 名全員の御出席をいただいておりますので、本審議会は有効に成立しておりますことを報告させていただきます。

2 関東財務局長挨拶

○長谷川会長 それでは、審議に入る前に、関東財務局長から挨拶がございます。

成田局長、よろしくお願いいたします。

○成田関東財務局長 関東財務局長の成田でございます。本年の 6 月に就任いたしました。どうぞよろしくお願いいたします。

第 4 3 回旧軍港市国有財産処理審議会の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日は、御多用のところ、本審議会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、委員の皆様方におかれましては、日頃より国有財産行政をはじめ、財務行政全般につきまして、御指導、御支援を賜っておりますことを御礼申し上げます。

私ども財務局におきましては、財政や金融、国有財産、経済調査など、幅広い業務を通じ、地域と連携しながら、地域の発展に貢献できるよう取り組んでいるところであります。とりわけ国有財産につきましては、国民共有の貴重な財産であることを踏まえ、地域や社会のニーズに対応した有効活用を推進する観点から、地元公共団体等

の皆様と連携、議論させていただきながら、利活用策の検討を進めていくこととしております。今後もこうした地域との連携を一層深化、拡充して、国有財産の有効活用を通じた地域経済の活性化、持続的な発展に貢献する取組を進めてまいりたいと考えております。引き続き、委員の皆様の御指導、御鞭撻のほど、よろしくお願い申し上げます。

当審議会は、旧軍港市転換法に基づきまして、旧軍港市を平和産業港湾都市に転換することを目的に、旧軍港市の所在する地域の財務局長の諮問に応じ、旧軍用財産の処理について御審議をいただくものであります。本日は、近畿財務局長より諮問がありました京都府舞鶴市に所在する財産の処理につきまして、御審議をいただきます。委員の皆様から忌憚のない御意見を賜りたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。私からの挨拶とさせていただきます。

○長谷川会長 ありがとうございます。

3 諮問事項等審議

諮問事項

京都府舞鶴市に所在する土地を舞鶴市に対し、消防署及び消防訓練場敷地として譲与することについて

○長谷川会長 それでは、諮問事項の審議に入りたいと思います。近畿財務局長から諮問のありました京都府舞鶴市に所在する土地を、舞鶴市に対して消防署及び消防訓練場敷地として譲与することについて審議いたします。

それでは、事務局から諮問事項の説明をお願いします。

○蜂谷管財部長 近畿財務局管財部長の蜂谷でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、諮問事項につきまして、御説明させていただきます。恐れ入りますが、着席の上、御説明をさせていただきたいと思っております。

配付資料5、スライドにございます2ページを御覧ください。諮問事項は、京都府舞鶴市に所在する土地を、舞鶴市に対し消防署及び消防訓練場敷地として譲与することについてでございます。正面のスライドと同じ資料を、配付資料として御用意して

ございますので、適宜御覧いただきたいと思ひます。

3 ページを御覧ください。対象財産は、京都府舞鶴市字西小字西町に所在する6,379.25平方メートルの土地で、相手方は舞鶴市、利用計画は消防署及び消防訓練場敷地、処理区分は譲与でございます。

4 ページを御覧ください。初めに、旧軍港市転換計画との関係について御説明いたします。旧軍港市転換法第4条第2項において、国は旧軍用財産を旧軍港市転換計画の実現に寄与するように、有効適切に処理しなければならないとされております。本件は、舞鶴市に所在する旧軍用財産を消防署及び消防訓練場敷地として活用しようとするものであります。舞鶴市が旧軍港市転換計画と位置づけている第7次舞鶴市総合計画におけるまちづくり戦略の一つである安心のまちづくりに合致することから、転換計画との整合性が認められます。

5 ページを御覧ください。位置関係について御説明いたします。舞鶴市は、京都府北部の日本海、若狭湾に面し、東西に枝状に分かれた舞鶴湾のリアス式海岸を臨む港湾都市となっております。

6 ページを御覧ください。舞鶴市の市街地は大きく東西に分かれており、軍港から発展した東舞鶴地区と田辺藩の城下町から発展した西舞鶴地区で構成されています。対象財産は西舞鶴地区に所在し、黄色で着色した箇所となります。戦前、港の材料置場等として使用されていたもので、昭和20年12月に旧海軍省から引き受けた後、現在まで未利用財産として管理しております。

7 ページを御覧ください。赤く囲まれた2か所が対象財産でございます。国道175号線に面し、周辺には港湾合同庁舎、法務局、ハローワーク等の官公署が所在しているほか、北側に舞鶴西港の第3埠頭がございます。都市計画法上の用途地域は準工業地域で、建蔽率60%、容積率200%となっております。

8 ページを御覧ください。対象財産のうち、西側の土地が3,028.51平方メートル、東側の土地が3,350.74平方メートルとなります。いずれも長方形の平坦地となっております。

9 ページを御覧ください。舞鶴市による対象財産取得に至る経緯について御説明いたします。現在、舞鶴市には3か所の消防署が設置されていますが、このうち西消防署及び東消防署中出張所は、昭和50年代の建築から40年近くが経過し、建物の老朽化が著しく、設備の更新を含めた大規模改修の時期を迎えております。

また、舞鶴市の人口は、昭和35年の9万9,615人をピークに、昭和60年以降は減少が続いており、人口減少を踏まえた消防署の再編を検討した結果、中出張所を西消防署へ統合することとなりました。

両消防署の職員数の増加に加え、近年、消防戦術の多様化、高度化による資機材の増加に伴って庁舎が手狭になっているほか、はしご車、救助工作車など消防車両の大型化に伴って、車庫についても高さ不足など、狭隘化が進んでおります。

さらに、いずれの消防署にも消防訓練場がなく、職員の活動訓練や地域消防団の操法訓練などが実施できない状況にあるため、消防訓練場の整備も必要となっております。

以上のような理由から、同一敷地での建て替えではなく、新たに敷地を確保し、整備を図ろうとするものです。

対象財産は、これまで国の合同庁舎整備予定地とされていましたが、平成30年に整備予定地が別地に変更され、国自ら利用する予定がなくなったことから、今般の取得要望に至ったものです。

新たに整備する消防署は、現在の西消防署から約350メートル西側に位置し、舞鶴市内の幹線道路に面していることから、火災発生の通報から出動までの流れがスムーズになるなど、恵まれた立地環境にあります。また、消防訓練場を併設することにより、訓練中の出動にも即時対応が可能となります。

10ページを御覧ください。利用計画について御説明いたします。対象財産の東側に消防庁舎、西側に消防訓練場等の整備を行うこととしておりますので、順に御説明いたします。

対象財産の東側には、消防庁舎及び来庁者用駐車場を整備いたします。庁舎規模は鉄筋コンクリート造2階建て、延べ床面積2,341.60平方メートルで、配置人員は57名となります。対象財産の西側には消防訓練場兼ヘリポート、職員用駐車場及び倉庫を整備いたします。火災時の非常招集など、職員用の駐車場確保が必要であることや、各種講習会の受講者用臨時駐車場として使用することから、40台程度の駐車場を整備することとしております。

消防訓練場兼ヘリポートは訓練スペースとして使用するほか、ドクターヘリなどが離着陸可能なヘリポートとしての活用、大規模災害が発生した場合の活動拠点としての利用を想定しております。なお、全体事業費は約13億8,000万円を見込んでお

ります。

12ページを御覧ください。事業スケジュールについて御説明いたします。対象財産の整備事業のスケジュールでございますが、年内に譲与契約締結、令和5年度から6年度にかけて庁舎等整備を行い、令和7年4月に供用開始の予定となっております。

13ページを御覧ください。最後になりますが、対象財産の処分条件等について御説明いたします。本件は会計法第29条の3第4項及び旧軍港市転換法第5条の規定に基づき、舞鶴市に随意契約により譲与するものでございます。なお、用途指定期間は10年となっております。

御説明は以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○長谷川会長 ありがとうございます。

本日は舞鶴市の多々見市長がお見えになっておりますので、御発言がございましたら、どうぞお願いいたします。

○多々見舞鶴市長 ただいま御紹介いただきました舞鶴市長の多々見良三でございます。旧軍未利用地の譲与につきまして御審議いただきたく、よろしく願いいたします。

舞鶴市は、旧軍港市転換法の施行により、軍港都市から平和産業港湾都市への転換が図られ、今日に見る発展の基礎が形成されたところであり、この間、財務省当局に大変お世話になってきたところであります。

今回の案件につきましては、先ほど御紹介していただきましたが、いずれも老朽化した消防庁舎を、機能も落ちておりますので、そういった庁舎を統合し、懸案であった庁舎再編を実現するものであります。

御承知のように、近年の社会環境の変化によりまして、災害や事故が複雑、大規模化し、また、住民ニーズの多様化、急速な高齢化社会や人口減少など、消防を取り巻く環境も大きく変化しておりまして、様々な災害に迅速、的確に対応できる消防力の整備と、市民の安全、安心な暮らしを支える消防体制の確立は、基礎自治体の使命であるというふうに考えております。

このたび譲与をお願いしております土地は、これまでの消防の管轄内の各地域への出動に適した立地であります。また、真横が舞鶴西港に隣接し、舞鶴市は海上自衛隊の地方総監部と海上保安庁の第八管区海上保安本部の2つが存在する日本で唯一の町であります。また、京都府港湾局も近接しておりますので、防災における連携強化が図

れるものと期待され、持続可能な消防体制を確立できる防災拠点の立地条件として最適な場所であるというふうに考えております。委員の皆様におかれましては、何とぞよろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

なお、統合されます東消防署中出張所の跡地は、周辺の土地と併せて、公私連携、幼保連携型認定こども園の用地として一体的に活用する予定でありまして、引き続き舞鶴市の地域活性化に資する活用を継続していきたいと考えておりますので、何とぞよろしくお願いいたします。

以上、冒頭の御挨拶をさせていただきました。よろしくお願いいたします。

○長谷川会長 それでは、諮問事項につきまして、御意見、御質問等がございましたら、どうぞお願いいたします。

○岡部委員 岡部でございます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

今お話をお伺いして、非常に理想的な形の譲与のお話なのかなというふうに思いました。これまで訓練の場所も、満足な訓練ができるような形ではなかったかのように伺い、今回でとてもすばらしい訓練用地ができるかと思いますが、京都北部の近隣の中でかなりの施設ができるのかなというふうに思います。ちなみに近隣の整備状況というのはいかがなものでしょうか。

○多々見舞鶴市長 近くに福知山市という市があります。その町はヘリポートもありますし、我々が今目指そうとする機能も全部持っている町であります。先ほどお話ししましたように、我々の町は、東消防署は平成17年ぐらいに作っています。一方、中出張所と西のほうは40年ほど経ってしまっていて、訓練する場所も非常に手狭で、そういった中で、東消防署の少し空いたところで訓練しているという実情がありますので、そういう意味では、北部の近くの町では充実した消防署があります。そういった意味でも、しっかりと市民を守りたいということで、今日お話ししましたような内容の消防署をぜひ合併して作りたいということになります。

○岡部委員 ありがとうございます。

○長谷川会長 ほかにございますでしょうか。

私から、今の質問にも少し関連するかと思うのですが、今回の施設で、例えば、ヘリポートを造るということで、ドクターヘリをうまく活用できるということですが、これまでドクターヘリを活用する場合、どのようにやっていたのか、あるいは今回この整備をすることによって、利便性がどのように向上するのかということをお伺い

いたいと思います。

併せて、今までドクターヘリを出動された実績というのがどれぐらいあって、今後人口の変動、あるいは高齢化ということも踏まえながら、その需要というのをどういう形で見込んでおられるのか、その辺についても伺えればと思います。

○多々見舞鶴市長 我々の町には海上自衛隊のヘリ基地があります。中心市街地から外れているんですけれども、そういうところを利用させていただいたり、あとは小学校のグラウンドを使うことがあるんですが、御承知のように、グラウンドは土でできていますので、砂ぼこりが非常にたつので、それを利用するときは事前に水をまくとか、いろんな事前の措置が要るということで、使い勝手が悪い。

また、ドクターヘリにつきましては、直近の5年間で30件の出動案件がありまして、我々がよその人を受ける場合もあれば、我々の患者さんがよそに行く場合、双方ありますけれども、この5年間で30件の出動件数がありますので、十分ニーズはあります。それに対して、少し手間のかかる前処理をしないとできないという状況にあります。

○長谷川会長 分かりました。ありがとうございます。

そのほか御意見、御質問はございますか。

あと一点、私からお伺いしたいんですけれども、今回中出張所と西消防署を統合するというところで、中出張所は認定こども園になるということで、要は、ここには消防施設がなくなるわけですね。

それで、9ページの地図を拝見しますと、西消防署は新しくできる施設と距離的にほぼ近い場所にあるわけなんですけれども、中出張所の位置は、それよりは少し離れているように見受けられます。

それで、例えば、今まで中出張所でカバーしていたエリアの利便性が悪くなる、あるいは、消防に到着する時間が結構かかるようになるとか、そういうデメリットはないのでしょうか。

例えば、この地図から見る限りでは距離的には東消防署のほうが、今まで中出張所がやっていた地域と近いと思うのですが、今回施設を再編するのに併せて、例えば、東消防署と新しい消防署の間でカバーするエリアをもう一度再編してやるとか、そういうのも併せて行うような予定はないのでしょうか。

○多々見舞鶴市長 今回西署と中出張所がくっつくわけなんですけれども、基本的に火を

消すという機能は、西と東の消防署が担当し、中出張所は救助を中心にやるということで、もともと西消防署と東消防署で火を消す、または救助隊が入るというようなことで、今度はくっつきますけれども、人員的にも同じ人員ですし、火を消すという機能も大きく変わらない。中出張所と西消防署は国道で一直線につながっていますので、これまでの体制は継続しながら消火活動ができるということで、エリアによる大きなデメリットはないというふうに思っています。むしろ中出張所は非常に狭くて、そういった意味では、機能が確実に向上するということが、市民の皆さんからも喜ばれるというふうに思っております。

○長谷川会長 ありがとうございます。

そのほかに何かございますか。よろしいでしょうか。

それでは、御意見が出尽くしたようですので、諮問のとおり了承したいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○長谷川会長 それでは、諮問どおり処理することが適当である旨、可決されましたので、後ほど近畿財務局長に対しまして、答申書をお渡しすることといたします。

報告事項

審議会または地方幹事会に付議し、処理した事案について

○長谷川会長 続きまして、報告事項について、事務局から説明をお願いします。

○永井管財第2部長 関東財務局管財第2部長の永井と申します。私から報告事項について、御説明申し上げます。どうぞよろしく願いいたします。恐縮ですが、座らせていただきます。

お手元の資料の16ページを御覧いただければと思います。当審議会の報告事項につきましては、2点ございます。1点目は、当審議会に、一般競争入札に付すことについて付議をさせていただきました事案について、その入札の結果を、2点目は、4軍港市関係の4つの財務局に地方幹事会を置かせていただいておりますが、地方幹事会に付議して処理した事案につきまして、その処理内容を、それぞれ報告の対象とさせていただきます。

まず、16ページの1点目、審議会付議一般競争入札結果について御説明をいたし

ます。本件は、横須賀市の長瀬に所在する約2,500平方メートルの土地を一般競争入札により処分することについて、平成30年11月開催の審議会におきまして、御了承いただいたものであります。

本財産は、一般競争入札を令和元年10月に実施しておりますが、その結果、法人が落札し、売買価格は、こちらの表にございますとおり約1億4,300万円で同年11月に売買契約を締結しております。

続きまして2点目、地方幹事会付議処理事案について御説明をいたします。ここに掲げさせていただいております報告案件5件、いずれも横須賀市所在の土地の処理について、関東地方幹事会に付議し、御了承いただいたものであります。

まず、1件目と3件目、これは同じ処理区分、土地の一時使用ということで、併せて御説明いたします。1件目と3件目につきましては、一般競争入札により落札をした法人と、価格欄に記載をしております年額の貸付料、それぞれ130万円ほどと2,700万円ほどであります。それによりまして、貸付期間3年間、駐車場敷地として、令和3年6月と令和2年2月にそれぞれ一時貸付契約を締結させていただいております。

続きまして、2件目の所管換と書いてございます事案です。これは防衛省に対しまして、海上自衛隊横須賀地方総監部逸見庁舎敷地として、令和3年4月に所管換しております。

次に4件目、譲与と書いてございますが、横須賀市に対しまして、消防団第40分団詰所敷地として、令和2年2月に譲与しております。

最後5件目であります。5件目は、時価貸付中の土地を借地契約の相手方、相手方は法人ですが、そこに対しまして、鉄工所及び住宅敷地として、時価売払したものであります。相手方法人の資金繰りの都合もありまして、売買契約は令和2年10月に締結しております。

内容の説明は以上でございますが、最後に1点、御説明いたします。ただいま御説明しました報告事案、1と2、合計で6件ございます。このうち、1の審議会付議一般競争入札結果、及び2の地方幹事会付議処理事案のうちの3件目から5件目の事案につきましては、処理年月日欄を御覧いただきますと、若干時間がたっております。それぞれ本来であれば処理の直後の審議会に御報告すべきという取扱いにしているところですが、今回このように遅れた形での報告になってしまっております。御報告が

遅れましたことにつきまして、この場をお借りしてお詫び申し上げたいと思います。
大変申し訳ございませんでした。

私からは以上でございます。

○長谷川会長 ありがとうございます。

ただいまの報告事項につきまして、何か発言等がございましたら、お願いいたします。

私から1つ、分かる範囲でというか、話せる範囲で話していただければと思うのですが、2の地方幹事会付議処理事案のほうの1つ目と3つ目、一時使用で駐車場に使うということでありますけれども、貸付期間3年間ということですが、とりあえず駐車場として3年間利用した後に、どういう形で利用していくみたいなのが、検討されているようなことがありましたら、それを教えていただきたいのと、特に3つ目ですけれども、令和2年2月17日に処理して、それで3年間ということは、来年の早々にはもう3年間が来てしまうような気がするのですけれども、この辺も含めて、その後どうしていくんだというところで、話せる範囲で教えていただければと思います。

○永井管財第2部長 御質問ありがとうございます。あくまでもこれは一時使用としての利活用ですので、3年の期間が終わった後どうするかということにつきましては改めて検討ということになります。それは地元のほうの利用要望がどのような形でまとまってきているかというような点も含めて、もし具体的な利用要望が煮詰まってきているようであれば、そちらの処理に向けて準備を進める、協議を進めるということになるかと思えます。

他方、もう少し時間がかかるというようなことでありましたら、地元の、地域の、特にこれは駐車場ですので、地域の方々のニーズも踏まえた形での暫定活用ということをしていくと思えますので、そこも踏まえて新たな利活用策、これは継続が適当なのかどうかということを検討することになります。継続の場合につきましては、また改めて、基本的には一般競争入札により、事業者を募るという形になります。

あと、2点目の御質問の令和2年2月から3年間、そろそろ期間も近づいているということに関しましては、今地元の横須賀市ともいろいろ話をさせていただいている中で、場合によっては継続というようなことも視野に入れつつ検討を進めるとお聞きしていたかと思えます。

以上でございます。

○長谷川会長 分かりました。ありがとうございます。

そのほかにごございますか。

では、最後に本日御出席の皆様で御発言がございましたら、どうぞお願いいたします。特にございませんか。分かりました。

4 閉 会

○長谷川会長 以上をもちまして、本日予定された議題は全て終了しました。

関東財務局長から発言がございましたら、どうぞお願いします。

○成田関東財務局長 本日は御多用のところ、御審議をいただき、また貴重な御意見を賜りまして誠にありがとうございました。

御審議の結論を踏まえ、近畿財務局において早速手続を進めてまいりたいと思っております。

なお、報告事項につきまして御報告が遅れた事案がありましたことにつきまして、私からもお詫びを申し上げます。

本日は誠にありがとうございました。

○長谷川会長 ありがとうございます。

それでは、これもちまして散会といたします。

午後2時36分閉会